

令和3年度 第2回石川県国民健康保険運営協議会 議事要旨

- 日時： 令和4年3月8日(火) 18時00分～
- 場所： 石川県庁行政庁舎11階1109会議室
- 出席委員： 11名
 - 【被保険者代表】
大西委員、亀田委員、宮村委員
 - 【保険医又は保険薬剤師代表】
高川委員、橋本委員、牧本委員
 - 【公益代表】
石田委員、中村委員、森河委員
 - 【被用者保険等保険者代表】
梨野委員、横本委員
- 事務局： 北野健康福祉部長、高橋医療対策課長
他11名

1. あいさつ (北野健康福祉部長)

2. 議事

① 説明事項

<事務局>

- ・ 資料1により「石川県国民健康保険運営方針に基づく取組状況について」を説明
- ・ 資料2により「令和4年度国民健康保険事業費納付金の算定結果について」を説明
- ・ 資料3により「令和4年度石川県国民健康保険特別会計(案)の概要」を説明
- ・ 資料4により「石川県国民健康保険財政安定化基金条例の改正について」を説明

- ・ 資料5により「令和4年度国民健康保険運営協議会スケジュールについて」を説明

② 質疑

- ・ 柔道整復施術療養費に係る患者調査について

<委員>

柔整患者調査の結果を教えて欲しい。

<事務局>

患者調査は、今年度から県内全市町が同一基準で、国保連合会に委託して実施している。直近のデータでは、令和3年7月施術分の約6,000件を対象に、多部位、長期、頻回などの条件に該当し、抽出されたものが約1割、600件あり、この600件について、文書照会を行った。保険者では、回答があった文書を基に施術所に確認するなど、確認に努めたところ、600件の約1%にあたる6件について、療養費の返還の対象となった。

- ・ 後発医薬品の使用割合について

<委員>

資料1の6ページの後発医薬品の使用割合は、調剤のみの数字が示されていると思うが、国から国保に求められている目標数値は、調剤部門のみという解釈でよいか。

<事務局>

記載している数値は、委員ご指摘のとおり薬局における調剤報酬をもとにした、3月期の後発医薬品の使用割合であり、入院時に処方される薬剤は含まれていない。

国が目標としている達成率は、医療機関における入院等も含むいわゆるNDBデータを基にしているが、これには都道府県別の詳細なものは県に提供されていないため、更新頻度が高いこともあり、薬局における調剤報酬をもとにした使用割合を指標としてお示ししている。

- ・ 納付方法の拡大について

<委員>

コンビニ納付、スマホ納付について、導入していない市町で普及しない原因はあるか。

<事務局>

未導入市町の課題と、導入市町でどういった対応をしたかを併せてアドバイスし、普及に向け取り組んでまいりたい。

・高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について

<委員>

「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」は具体的にどのようなことをしているのか、また、広まりにくい背景は何か。

<事務局>

「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」については、令和2年度から開始され、本県では8市町が実施している。国からは令和6年度までに全市町での実施を求められており、残りの11市町においても、令和6年度までに取り組むということとされている。県としても後期高齢者医療広域連合とともに市町の取り組みを支援してまいりたい。

一体的実施では、市町では事業のコーディネート、企画調整等を行うための保健師等を配置することとされており、保健師をはじめとした医療専門職が、介護予防事業が実施されている通いの場でも積極的に保健事業に取り組むこととされている。この通いの場では、血圧測定、体力測定や問診などを行う等、フレイル状態になるリスクが高い高齢者を洗い出すとともに、体操、握力などの筋力アップの取り組みや、健康相談を実施する中で、医療につながるような取り組みを行っていると聞いている。

<委員>

派遣される保健師の方が配置されているかどうか、一体的として見られるかポイントと考えればいいのか。

<事務局>

従来は市町の保健師は、国保被保険者を対象に、健康予防等を行っていた一方、75歳以上の後期高齢者については、広域連合の被保険者になることで、市町の保健師は直接的に健康予防等に関与することはできなかった。そこで、75歳で区別することなく、健康予防等を企画・実施する保健師を配置してい

くという国の方針がある。その配置、例えば専任専属の担当者を配置するかどうかなどについては、市町ごとの事情に応じて対応が異なる。

・アドバイザーについて

<委員>

資料1の重症化予防アドバイザーと保険料徴収のアドバイザーはどういう方か。

<事務局>

重症化予防アドバイザーでは、これまでの行政経験、あるいは企業において保健指導経験が豊富な保健師や管理栄養士がアドバイザーとしてご指導いただいている。

<委員>

これは市町の実際に実働される方々に対するアドバイザーということか。

<事務局>

そのとおり。

収納率向上アドバイザーは、地方自治体で税の徴収の業務に長年携われた方、OBの方がされている。

・保険料水準の統一について

<委員>

資料1の1ページの運営方針の概要の第3章の中に、将来的には石川県の保険料率を統一していくという大きな方向性が出されているが、どのような考えか。

<事務局>

国の考え方としては、将来的には都道府県での保険料水準の統一を目指す、と記載している。昨年度この運営協議会で答申いただいた、現在の県運営方針においては、石川県としては当面、保険料水準統一は行わないが、国の考え方や、本県の実情を踏まえ、市町との議論を継続いくこととしており、いろいろな課題があると記載している。

この運営方針の下、県と市町との間で、保険料水準のあり方について議論を行っている。今年度は、保険料水準の統一に関する他県の取組事例を市町

と共有しており、今後は、将来統一を目指す場合に考えられる本県の課題等について整理していく。

3. 閉会